



県営住宅空家待ち

入居者募集のしおり

申込期間 令和6年7月1日（月）～7月12日（金）

受付時間 午前9時～午後5時（土日を除く）

県営住宅の入居申込資格については、収入基準をはじめ
いろいろな制限がございます。申込みをする前に、必ず
この「入居者募集のしおり」を最後までお読みください。

*原則郵送での書類提出にご協力をお願いします。

県営住宅等指定管理者

住宅情報センター株式会社

（宮古地区） 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1086-1

☎ 0980-74-2566

（八重山地区） 〒907-0003 沖縄県石垣市字平得58-6

☎ 0980-88-0039

目 次

1. 空家待ち入居者募集について	P. 2
2. 申込みから入居までの流れ	P. 3
3. 申込資格	P. 4
(1) 申込資格	P. 4
(2) 単身入居	P. 5
(3) 裁量世帯	P. 5
(4) 申込区分	P. 6~7
(5) 福島県からの自主避難者の入居要件緩和について	P. 8
4. 申込み及び入居について	P. 9
(1) 申込方法	P. 9
(2) 申込期間	P. 9
(3) 申込み時の必要書類一覧	P. 10
(4) 申込みについての留意事項	P. 11
(5) 緊急連絡人について	P. 11
5. 入居に関する留意事項	P. 12
6. 年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法	P. 13~14
7. 月収額の具体的計算方法	P. 15
8. 控除額一覧表	P. 16
9. 令和5年度（前年度）入居倍率	P. 17
10. 宮古・八重山地区県営住宅一覧	P. 18~19
11. 車イス専用住宅一覧	P. 20
12. 募集停止団地一覧表	P. 21
13. 申込整理票（記入例）	P. 22
14. 申込整理票、はがきA・B	P. 23~24
15. 公開抽選会	P. 25
(1) 公開抽選会の方法	P. 25
(2) 抽選会日程	P. 25
(3) 抽選会会場	P. 25
(4) 抽選結果について	P. 25

1. 空家待ち入居者募集について

今回実施する空家待ち入居者募集は、沖縄県内にある宮古及び八重山地区の県営住宅を対象に、これから発生する空家を見込んで行うものです。

公開抽選会にて、申込者の空家待ち順位を決定し、入居可能な空家が発生したときにその順位に従って入居案内をいたします。

なお、①あらかじめ決められた期間内に資格審査書類を提出し、かつ、②資格審査に合格することが空家待ち順位名簿に登録される条件となります。

万一、上記2つの条件を満たさない場合は失格となります。

また、申込者全員について空家待ち順位を決めますが、それぞれの順位までの空家が発生しないときは、入居することができません。あらかじめご了承ください。

※ 空家待ち順位の有効期限は、次回空家待ち募集の抽選日の前日までとします。
(前回の県営住宅の空家待機者は、今回の募集にも再度申込みしてください。)

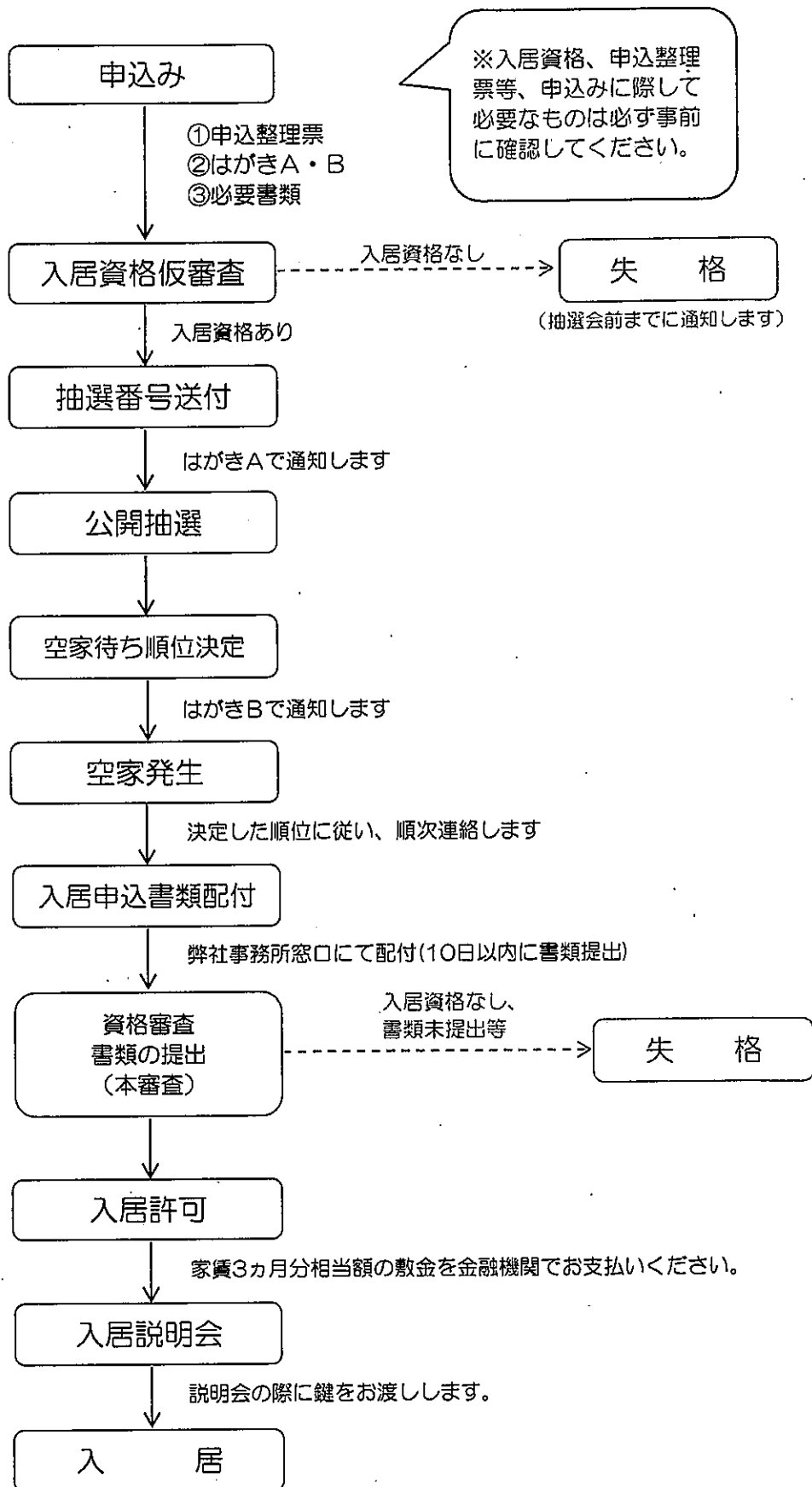
※ 随時募集について

今回の空家待ち抽選会終了後、待機者全員が入居した団地について、なお空家がある場合のみ随時募集を実施します。

(時期については、弊社ホームページ、新聞等で告知します。)

待機者全員が入居出来ない場合は、随時募集は実施しません。あらかじめご了承ください。

2. 空家待ち募集の申込みから入居までの流れ



3. 申込資格

(1) 申込資格

次のすべてに当てはまる方が、申込資格を有します。

申込資格がない場合、無効失格扱いとなりますのでご注意ください。

1	現に同居し、または同居しようとする親族があること ※ 単身入居が可能な場合もあります（詳細はP.5参照）。 ※ 婚姻の予定者等も含みます。 この場合、資格審査書類提出時に婚姻した旨の証明書（戸籍謄本）が提出されないと入居できません。
2	申込者本人及び同居親族の所得を合算計算した月収額が158,000円以下であること。ただし、裁量世帯については214,000円以下であること。 ※ 裁量世帯については、P.5を参照してください。 ※ 月収額の計算方法についてはP.13～16を参照してください。
3	現に住宅に困窮していることが明らかな者であること ※ 原則として、入居予定者全員が持ち家（共有を含む）を所有していないこと ※ 福島県からの自主避難者については緩和措置があります。
4	沖縄県内に住所を有する者であること ※ 福島県からの自主避難者については緩和措置があります。
5	県税・個人住民税の滞納がないこと
6	県営住宅の家賃等の滞納がないこと
7	申込者本人及び同居親族が暴力団員（以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと ※ 入居申込時には、暴力団員でないことの誓約が必要です。 また、入居者資格について、沖縄県警察本部に照会しております。

※入居にあたっては、緊急連絡人となる方を1人用意して頂きます。
詳しくはP11をご覧ください。

(2) 単身入居

次のいずれかに当てはまる場合は、単身での入居が可能です。

- 令和6(2024)年4月1日時点で60歳以上の方
 - 障がい(身体1~4級・精神1~3級・知的A₁~B₂)認定を受けている方
 - 生活保護受給者
 - ハンセン病療養所入所者等
 - 配偶者からのDV被害にあっている方
- ※ 裁判所の保護命令決定書の写し、配偶者暴力相談支援センター(県福祉事務所等)発行の保護に関する証明書(一時保護又は保護命令)が必要です。
- 戦傷病者 • 海外引揚者
 - 被爆者援護法による認定を受けている方

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる場合は入居することができません。

※ 夫婦別居による単身入居はできません。

(3) 裁量世帯

次に当てはまる場合は、裁量世帯として扱います。

- 小学校就学前のお子さんがいる場合
- 全員が60歳以上の場合
- 本人が60歳以上の方で同居者が18歳未満の場合
- 本人または同居者が障がい(身体1~4級、精神1~2級、知的A₁~B₁)認定を受けている場合(※精神3級、知的B₂は含みません)
- 本人または同居者に戦傷病者がいる場合
- 本人または同居者に原爆被爆者がいる場合
- 本人または同居者に海外引揚者がいる場合
- ハンセン病療養所入所者等

(4) 申込区分(子育て優遇世帯、その他優遇世帯、一般世帯)

当てはまる申込区分別に空家待ち順位を決め、入居可能な空家が発生し次第、順番に入居のご案内をいたします。

① 子育て優遇世帯

a 母子・父子世帯

平成19年4月2日以後に生まれた子(18歳未満)を扶養している世帯で次のいずれかに該当する世帯

1. 配偶者と死別もしくは離婚し、現に婚姻していない方
2. 婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻していない方
- ハ. DV被害者

b 子育て支援世帯

1. 平成19年4月2日以後に生まれた子(18歳未満)が2人以上いる
 2. 計算後の月収額が104,000円以下である
- ※ 子が就業している場合でも、年齢要件を満たせば当てはまります。
- ※ 他に18歳以上の子がいる場合でも、月収要件を満たせば当てはまります。

c 多子世帯

1. 平成19年4月2日以後に生まれた子(18歳未満)が3人以上いる
- ※ 子が就業している場合でも、年齢要件を満たせば当てはまります。

② その他優遇世帯

a 障がい者世帯(次のいずれかの認定を受けている場合)

1. 身体障がい(1~4級)
2. 精神障がい(1~2級)
- ハ. 重度又は中度の知的障がい(A₁~B₁)
- ニ. 戦傷病患者(手帳保持者)

※精神障がい3級、知的障がいB₂は一般世帯になります。

(次のページに続きます)

b 生活保護世帯

※ 現に生活保護を受給している場合

c 高齢者世帯

次のいずれかに該当する世帯

- イ. 世帯全員が60歳以上
- ロ. 60歳以上の方とその配偶者
- ハ. 60歳以上の方と18歳未満の方

d 公共立退

※ 土地区画整理事業、土地収用事業等の公共工事に伴い、住宅を立退きする場合

e 海外引揚者

※ 海外引揚者で、引揚から5年を経過していない方

ただし、中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条第1項及び第6条第2項に規定する者）に関しては、帰国後5年を経過していても、優遇申込の対象とする。

f ハンセン病療養所入所者等

※ 「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止される（H8.3.31）までの間に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（H13.6.22）において生存している方。

g 犯罪被害者等（DV被害者除く）

次のいずれかに該当し、かつ、計算後の月収額が104,000円以下である方

- イ. 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- ロ. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

※ 犯罪被害を被ってから5年以内に限ります。

h DV被害者

配偶者暴力相談支援センター等からの一時保護、または保護命令の証明書（発行から5年以内）のある方

③ 一般世帯

上記①・②のいずれにも当てはまらない世帯

(5) 福島県からの自主避難者の入居要件緩和について

平成23年3月11日時点で福島県内の対象地域(下記別表に掲げる市町村をいう。)に居住していた避難者については、県営住宅への申込み資格についての緩和措置があります。

ただし、申込み資格の緩和措置を受ける場合は、避難元市町村からの「居住実績証明書」の提出が必要となります。

具体的な申込み資格に関する緩和措置は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>① 世帯の一部の者のみ(母子のみ、父子のみ)で避難している場合、世帯全員の所得金額の合計の1/2を、その世帯の所得金額とします。</p> <p>② 避難元市町村に持ち家があっても、申込みが可能です。
*ただし、沖縄県内に持ち家がある場合は申込みはできません。</p> <p>③ 沖縄県内に住所を移していなくても、実態として県内に居住しているものと確認できる次のいずれかの書類を提出することにより、申込みが可能です。</p> <p>1. 雇い主、所属長、不動産会社または家主による居所を証明する書類</p> <p>0. 居住地における住宅の賃貸借契約書</p> |
|--|

注意！！

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ この緩和措置は、優先入居ではありません。県営住宅へ必ず入居できるということではなく、抽選により入居順位を決定します。あらかじめご了承ください。・ 必ず「居住実績証明書」を提出してください。「罹災証明書」では認められません。居住実績証明書は避難元市町村で発行しています。・ 家賃、駐車場使用料、共益費が発生します。 |
|--|

(別表) 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象地域

福島県 中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、 本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、 西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県 浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楢葉町、富岡町の一部 川内村、浪江町の一部、大熊町の一部、葛尾村の一部、新地町、 飯館村の一部、双葉町の一部

※ 避難指示区域を除く。

4. 申込み及び入居について

(1) 申込方法

① 次の書類に必要事項を記入し、提出（郵送）してください。

空家待ち募集申込整理票

通知用はがき2枚（抽選番号のお知らせ用、抽選結果のお知らせ用）

※はがき2枚には、それぞれ63円切手を貼付してください。

※はがきの住所は、確実に届く住所を記入してください。

※申込み後、住所や電話番号を変更した場合は、遅滞なく弊社までご連絡ください。

② 当てはまる世帯区分に応じて、必要書類も必ず一緒に提出してください。

※ 必要書類はP.10（3）の一覧表を参照してください。

※ 住民票等の公的書類については、マイナンバーの記載は不要です。

マイナンバー不記載の書類を提出してください。

(2) 申込期間

申込期間、書類提出先等は次のとおりです。

• 申込期間	令和6(2024)年7月1日(月)～7月12日(金) ※土日除く
• 書類提出先、各事務所連絡先	
県営住宅等指定管理者	
(宮古地区)	
〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1086-1	
住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課	TEL：0980-74-2566
(八重山地区)	
〒907-0003 沖縄県石垣市字平得58-6	
住宅情報センター株式会社 公営住宅管理課 八重山出張所	
	TEL：0980-88-0039
• 受付時間	午前9時～午後5時

(3) 申込み時の必要書類一覧

世帯区分 (要件等はP.6~P.7参照)		必要書類
①子育て優遇世帯	a 母子・父子世帯 (DV被害者を含む) *子は扶養している場合に限ります。 *世帯内に申込者本人の親や兄弟姉妹がいる場合は該当しませんが、「b.子育て支援世帯」に該当する場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 (全部記載事項証明書) ・扶養証明書 ※ (DV被害者の場合) 裁判所の保護命令決定書、保護に関する証明書等
	b 子育て支援世帯 *以下のいずれにも該当する場合のみです。 ・18歳未満の子が2人以上いる ・計算後の月収額が104,000円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (本籍・世帯主・続柄が記載されているもの) ・所得証明書 (16歳以上の方全員分)
	c 多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (本籍・世帯主・続柄が記載されているもの) ・扶養証明書
②その他優遇世帯	a 障がい者世帯 Ⅰ.身体障がい (1~4級) Ⅱ.精神障がい (1~2級) Ⅲ.重度又は中度の知的障がい (A1~B1) Ⅳ.戦傷病者 (手帳保持者)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障がい者手帳の写し *氏名、等級の確認の取れる部分 *左記以外の等級については一般世帯扱いです。
	b 生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書
	c 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (本籍・世帯主・続柄が記載されているもの)
	d 公共立退	<ul style="list-style-type: none"> ・公共立退に関する証明書
	e 海外引揚者	<ul style="list-style-type: none"> ・海外引揚に関する証明書
	f ハンセン病療養所入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ・国立ハンセン病療養所等の長の証明書
	g 犯罪被害者等 (DV被害者を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・優先入居申込理由書 ・犯罪等被害確認票 (書式は事務所窓口にてお受け取り下さい) ・所得証明書 (16歳以上の方全員分)
	h DV被害者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター等からの一時保護、または保護命令の証明書 (発行から5年以内のもの) ・戸籍謄本

(③一般世帯の必要書類はありません。)

(4) 申込みについての留意事項

- ① 申込者が入居時の名義人（契約者）となります。
 - ② 申込み後の希望団地の変更は出来ません。
 - ③ 世帯分離は認められません（福島県からの自主避難者を除く）。
※ 住民票上の世帯主と同一世帯にいる方全員が入居する必要があります。
 - ④ 現在公営住宅に住んでいる方が、他の公営住宅へ住み替えるための申込みは、原則として受付出来ません（公営住宅とは、他の県営住宅、市町村営住宅をいいます。以下同じ）。
※ 以下の場合は、申込みが可能です。ご不明な点はお問合せください。
 - ・ 現在2DK、2LDKに5名以上お住まいで、戸籍上別世帯の場合
 - ・ 現在3DK、3LDKに6名以上お住まいで、戸籍上別世帯の場合
- 注意！ 単身用間取り以外で世帯分離後に名義人が単身で残る場合は申込できません。
- ⑤ 以下の場合は、失格無効扱いとし、申込書類及び入居決定後の審査書類は受理されません。

- ◇ 切手が貼られていない、不足している場合
- ◇ 宛名住所に記入漏れ、誤りがある場合
- ◇ 通知用はがきが宛て先不明で返送された場合
- ◇ 申込内容が虚偽である場合
- ◇ 同一世帯または同一人で2通以上の申込みをした場合
 - ※ 同居親族、婚約者等がそれぞれで申込みをした場合、万一誤って申込みが受付されたとしても、そのいずれをも重複申込みとみなし、全部を無効と扱います。
- ◇ 申込み後住所を変更し、これを当社に連絡しなかった場合
- ◇ 申込みをした家族が同時に入居できない、または入居時に増えている場合（出生による場合を除く）
- ◇ 入居の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかった場合
- ◇ その他、申込みに関する必要事項に不備のある場合

(5) 緊急連絡人について

入居にあたり、緊急連絡人を1人用意していただきます。

条件：①日本国内に住んでいる方 ②独立の生計を営んでいる事（団地への同居予定者でない方） ③成年者であること

※緊急連絡人を準備することが困難な方は入居案内時に住宅情報センター(株)にご相談ください。

5. 入居に関する留意事項

- ① 高齢者世帯、障がい者世帯の場合は、基本的に低層階（1～2階）の部屋を割り当てます。
- ② 入居前の部屋内見は出来ません。
- ③ 敷金は、家賃の3ヵ月分相当額を入居手続き時に納入していただきます。
- ④ 家賃の納期限は、毎月末日です。
- ⑤ 家賃は、当月10日に、口座振替により納入していただきます。
（土日・祝祭日にはあたる場合は翌金融機関営業日に口座振替）
- ⑥ 家賃を3ヵ月以上滞納した時は、住宅の明渡し請求をいたしますのでご注意ください。
- ⑦ 入居者は、毎年度6月に、収入申告を提出していただく義務があります。
家賃はその収入等に応じて毎年度見直されます。
収入申告がない場合は近傍同種家賃（近隣民間家賃）となりますのでご了承ください。
- ⑧ 県営住宅では、犬、猫、鳥等の動物を飼育することは出来ません。
- ⑨ 入居手続き時に提出していただいた書類は、一切お返ししません。提出後、沖縄県及び住宅情報センター株式会社で保管、管理します。
- ⑩ 入居後は、家賃の他に、毎月共益費の納付が必要となります。必ず納付していただきます（納付先は各自治会になります）。
- ⑪ 次の各項目に掲げる費用は、共益費として自治会に対する入居者の負担になります。

<ul style="list-style-type: none">・ 電 気 料 金：屋内外共用部分の電灯、エレベーター動力、浄化槽、高架水槽のポンプ、集会所の電気料金・ 水 道 料 金：共同水栓、集会所、浄化槽の水道料金・ 衛 生 掃 除 費 等：ゴミ収集料金等、 配水管（枝管、縦管までの清掃費、雨水排水の側溝清掃費）・ 共 同 施 設 費：各電灯、樹木草花の剪定手入費、共同アンテナの維持管理 ブランコ、すべり台等の遊具施設の小修理・ 運用、保全経費：各施設の運用及び保全の委託料金・ その他入居者が当然負担すべき諸経費

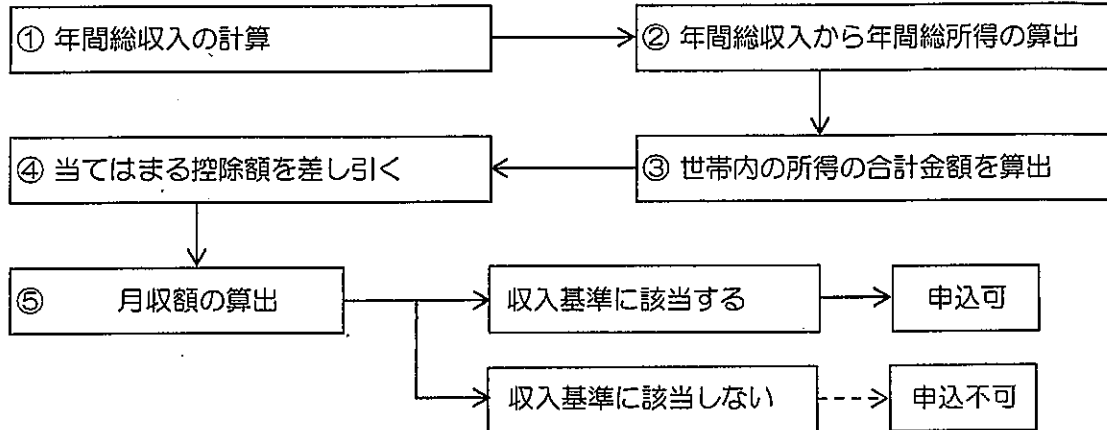
- ⑫ 入居後は、各自治会に加入し、他の入居者と共にその入居する団地の清掃等に積極的に協力していただきます。
- ⑬ 以下の場合には、共益費完納証明書を提出していただきます。
* 駐車場に関する各種申請（車庫証明他）、退去手続き等
- ⑭ 駐車場は、原則として各戸1台となっており、有料です。なお、駐車場がある団地でも全戸数分の駐車場があるとは限りません。あらかじめご了承ください。

6. 年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法

ここでは、申込みにあたって県営住宅の収入基準に該当するかを判断するために、月収額の計算を行います。

基本的には、その世帯の所得の合計額から、当てはまる控除額を差し引いて算出します。

なお、計算の手順は下記のとおりです。



用語の意味

- * 年間総収入金額（収入）とは… 税込総支給額をいいます。
- * 年間総所得金額（所得）とは… 年間総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金、普通恩給の場合には、公的年金等控除額）を控除した額をいいます（所得控除後の金額）。

給与所得者の年間総収入金額の計算方法

	就職（勤務開始）の時期等	収入金額の具体的な計算方法等
①	申込日時点で、現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年の年間総収入金額 (市町村発行の所得証明書記載の金額)
②	申込日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在まで12ヵ月以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月間の年間総収入金額 (収入証明書記載の金額)
③	申込日時点で、前年または今年に現在の勤務先へ中途就職し、勤続期間が12ヵ月に満たない方	勤務した翌月から申込日の前月までの総収入金額をもとに、次の計算方法による年間推定総収入金額 $\left(\frac{\text{収入証明書記載の総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与}}{\text{収入証明書記載の勤務月数}} \times 12 \right)$ + 支払いを受けた賞与 = 年間推定総収入金額

事業所得者（自営業者等）の年間総収入金額の計算方法

	事業の開始時期等	所得額の具体的な計算方法等
①	申込日時点で、事業を前年1月1日以前から引き続き行っている方	市町村発行の所得証明書
②	申込日時点で、前年途中で事業を開始し、現在まで12ヵ月以上行っている方	事業開始の翌月から12ヵ月間の年間総所得金額 ※年間収入－年間支出で算出 (収入証明書記載の金額)
③	申込日時点で、前年または今年途中で事業を開始し、12ヵ月に満たない方	事業開始の翌月から申込日の前月までの収入と支出をもとに、次の計算方法による年間推定総所得金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{勤務した翌月から申込日の前月までの月数}} \times 12$ ＝ 年間推定総所得金額

注意事項

- * 入居する家族（婚約者を含む）に所得のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算し、すべての所得金額を合算します。
- * 所得税法上、課税対象とならない収入は、月収額計算の対象とはなりません。
(例えば…生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、障がい年金等)
- * 国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金による収入は、月収額計算の際、給与収入として扱います。
- * 老齢年金、普通恩給については、下記表の計算方法により年間所得金額を算出します。
(1円未満の端数は、切り上げます。)
※ 年齢が65歳未満であるかどうかは、その年の12月31日現在の年齢によります。
(1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください。)

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた方)	1,100,000円まで	所得は0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金額) - 1,100,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000円
65歳未満 (昭和34年1月2日以降に生まれた方)	600,000円まで	所得は0円
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金額) - 600,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000円

7. 月収額の具体的計算方法

ここでは、13～14ページで計算した年間総収入金額・年間総所得金額から、「世帯の月収額」を割り出します。その結果により収入基準内かどうかを判断します。

※ 具体的計算方法

- ・ 給与所得者の方 ⇒ ①から順に計算していきます。
- ・ 事業所得者の方 ⇒ ③で計算します。

※ 所得のある方が複数名いる場合は、それぞれで端数整理等を行い、最終的に全員の金額を合算して「世帯の合計年間総所得金額」を算出してください。

① 年間総収入金額の端数整理

(端数整理前)	年間総収入金額 円	→	1,618,999円以下 → 端数整理なし
			1,619,000円以上1,619,999円以下 → 1,619,000円
			1,620,000円以上1,621,999円以下 → 1,620,000円
			1,622,000円以上1,623,999円以下 → 1,622,000円
			1,624,000円以上6,599,999円以下
			→ 金額を4,000で除して小数点以下を切り捨て、
			これに4,000を乗ずる。
			(例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967 \rightarrow 532$
			$532 \times 4,000 = 2,128,000$ 円
			6,600,000円以上 → 端数整理なし
(端数整理後)	年間総収入金 円	←	

↓
下記表に当てはめ、計算します。

② 年間総所得金額の計算方法

年間総収入金額の区分	年間総所得金額
550,999円以下	年間総所得金額は0
551,000円以上1,618,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) - 550,000円
1,619,000円以上1,619,999円以下	1,069,000円
1,620,000円以上1,621,999円以下	1,070,000円
1,622,000円以上1,623,999円以下	1,072,000円
1,624,000円以上1,627,999円以下	1,074,000円
1,628,000円以上1,799,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) $\times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円以上3,599,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) $\times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円以上6,599,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) $\times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円以上8,499,999円以下	(端数整理後の年間総収入金額) $\times 0.9 - 1,100,000$ 円

年間総所得金額
円

③ 収入月額計算方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間総所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除合計額} \\ \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{収入月額} \\ \text{円} \end{array}$$

※ 控除額はP.16の一覧表にあります。当てはまる控除額を計算し、世帯の合計控除額を算出してください。

8. 控除額一覧表

控除の種類		内容	控除額
一般	1 同居親族	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38万円× 人= <input type="text"/> 万円
	2 別居扶養親族	所得税法上の控除を受けている扶養親族	
	3 特別控除	給与所得又は、公的年金に係る雑所得を有する方(10万円未満の場合は当該所得金額)	10万円× 人= <input type="text"/> 万円
特別控除	4 特定扶養親族	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方(合計所得48万円以下の方)	25万円× 人= <input type="text"/> 万円
	5 老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方	10万円× 人= <input type="text"/> 万円
	6 障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳等の交付を受けている方 イ 身体(1・2級以外の方) ロ 精神(2・3級の方) ハ 知的(A ₁ ・A ₂ 以外の方) ニ 戦傷病患者(第4項症以下の方)	27万円× 人= <input type="text"/> 万円
	7 特別障がい者控除	本人及び扶養親族のうち、以下の障がい者手帳等の交付を受けている方 イ 身体(1・2級の方) ロ 精神(1級の方) ハ 知的(A ₁ ・A ₂ の方) ニ 戦傷病患者(特別項症から第3項症の方)	40万円× 人= <input type="text"/> 万円
	8 寡婦控除	※次の①②いずれかに当てはまり、合計所得金額が500万円以下の方 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	27万円 所得金額が27万円未満の場合は当該所得
	9 ひとり親控除	※次の①～③に全て当てはまる方(非婚の父子母子世帯も含む) ①現状、結婚をしていない(又、配偶者がいても不明) ②生計を一にする子(合計所得金額が48万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方に限る)がいること ③合計所得金額が500万円以下の方	35万円 所得金額が35万円未満の場合は当該所得
世帯の控除額計(上欄の <input type="text"/> 内の金額を加算してください)			<input type="text"/> 万円

※給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替への対応
入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合には、1人につき10万円を追加で控除します。

※未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し対応
ひとり親控除(35万円)及び寡婦控除(27万円)等を控除します。なお、ひとり親控除と寡婦控除の同時控除はできません。また、住民票に「妻(未届)」「夫(未届)」と記載がある人は、ひとり親控除も寡婦控除も対象外となります。

※胎児は、同居・扶養控除の対象になりません。

9. 令和5年度（前年度）募集倍率

地区	団地名	申込数	入居実績	入居倍率
宮古	平良北団地		停止	
	平良南団地		停止	
	平良東団地	29	4	7.3
	平良東第2団地	10	6	1.7
	西里団地	30	5	6.0
	下地団地	6	1	6.0
	上野団地	1	2	0.5
	伊良部団地	2	0	0.0
	久貝団地	16	12	1.3
	上野第二団地	5	1	5.0
	城辺団地	2	1	2.0
	伊良部第二団地	2	3	0.7
	西仲団地	25	3	8.3
	平良団地	53	2	26.5
	平良南団地（1号棟）	19	0	0.0
	平良北団地（2号棟）	0	0	0.0
	宮古地区計	200	40	5.0
八重山	新川団地	91	9	10.1
	真喜良団地		停止	
	真喜良第2団地		停止	
	磯辺団地	9	2	4.5
	磯辺第2団地	2	1	2.0
	真喜良第3団地	13	1	13.0
	新川第2団地	10	2	5.0
	平真団地	34	1	34.0
	宮良団地	6	2	3.0
	登野城団地	108	1	108.0
		八重山地区計	273	19

※ 上記入居倍率は、令和6(2024)年6月15日現在までの入居実績を元に算出しています。

10. 令和6年度募集住宅一覧表

- 以降のページは今年度の募集対象住宅の地区別一覧表となります
- ご自身が希望される地区・県営住宅をこの一覧表からお選びください。県営住宅の所在地については、ご自身で沖繩県土木建築部住宅課のホームページ等をご確認の上、お申込みください。申込み期間中、お電話での所在地のお問い合わせはご遠慮ください。
- 一覧表には駐車場の有無など、ご確認頂いた上でお申込みいただきたい内容が掲載されています。必ず、内容をご確認頂き、お申込みになる県営住宅をお選びください。
- お申込みできる県営住宅は1か所のみとなります。重複して申込みされた場合はどちらも失格となりますので、重複申込はおやめください。
- 地区別の郵送先へ申込み書類を送付していただきますよう、お願いいたします。

<県営住宅の郵送先>

○宮古地区の県営住宅へ申込みする方) 〒906-0012 宮古島市平良字西里1086-1 住宅情報センター株式会社 県営・市営住宅管理課 電話番号 0980-74-2566
○石垣地区の県営住宅へ申込みする方) 〒907-0003 石垣市平得58-6 住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課 電話番号 0980-88-0039

○申込整理票等で取得した個人情報には使用いたしません。また、申込書及び添付書類については返却いたしかねます。

令和6年度 募集住宅一覧表

宮古地区 (宮古島市)

団地名	団地コード	所在地	家賃(円)	車イス住戸	特殊空家	单身	間取り	予想空家	構造	エレベーター	初回入居月日	駐車場	ガス	小学校	中学校
平良北団地	41	平良字西仲宗根	16,200~50,200			单身可	2DK 3DK	3	中層4F		H1	県管理 (1,500円)	プロパン	東小	北中
平良南団地	42	平良字下里	20,100~53,200				3DK	3	中層4F		H3	県管理 (1,500円)	プロパン	東小	北中
平良東第一団地	43	平良字東仲宗根	21,000~55,600				3DK	2	中層3F		H4	県管理 (1,500円)	プロパン	平良第一小	平良中
平良東第二団地	44	平良字東仲宗根	17,000~45,500				3DK	1	中層3F		S80	県管理 (1,000円)	プロパン	下地小	下地中
西里団地	45	下地字西里	17,000~45,500				3DK	3	中層3F		S80	県管理 (1,000円)	プロパン	上野小	上野中
下地団地	46	下地字上地	16,700~44,400				3LDK	1	中層3F		S81	県管理 (1,000円)	プロパン	結の榊学園	結の榊学園
上野団地	47	上野字野原	21,600~57,400				3DK	3	高層8F 中層4F	● (一部)	H6	県管理 (1,500円)	プロパン	久松小	久松中
伊良部団地	48	伊良部字伊良部	21,800~57,700				3LDK	3	中層3F		H10	県管理 (1,000円)	プロパン	上野小	上野中
久貝団地	49	平良字久貝	21,900~58,100				3LDK	2	中層3F		H10	県管理 (1,000円)	プロパン	西城小	城東中
上野第二団地	120	上野字野原	21,100~55,900				3LDK	3	中層3F		H10	県管理 (1,000円)	プロパン	結の榊学園	結の榊学園
城辺団地	121	城辺字長間	22,200~75,500				2DK 3LDK 4LDK	1	高層6F 中層3F	● (一部)	H12	県管理 (1,500円)	プロパン	北小	北中
伊良部第二団地	122	伊良部字佐和田	13,200~72,900			单身可	1DK 2LDK 3LDK 4LDK	5	高層6F 中層3F	● (一部)	H12~H13	県管理 (1,500円)	プロパン	南小	平良中
西仲団地	127	平良字西仲宗根	18,900~64,800			单身可	2DK 2LDK 3LDK	0	高層10F	●	R5	県管理 (1,500円)	プロパン	南小	平良中
平良団地	129	平良字下里	18,900~66,600			单身可	2DK 2LDK 3LDK	0	高層5F	●	R6	県管理 (1,500円)	プロパン	北小	北中
平良南団地新1号棟	148	平良字下里													
平良北団地新2号棟	150	平良字西仲宗根													

* 建替事業の為、募集停止

車イス住戸に
関しては
次ページ
をご確認
下さい。

石垣地区 (石垣市)

団地名	団地コード	所在地	家賃(円)	車イス住戸	特殊空家	单身	間取り	予想空家	構造	エレベーター	初回入居月日	駐車場	ガス	小学校	中学校
真喜良団地	52	石垣市新川	17,200~46,500				3LDK	3	中層3F		S60.10.16	県管理 (2,000円)	プロパン	大浜小	大浜中
真喜良第二団地	53	石垣市新川	17,700~47,800				3LDK	3	中層3F		S62.5.1	県管理 (2,000円)	プロパン	大浜小	大浜中
磯辺団地	54	石垣市大浜	15,300~47,500			○ 单身可	2DK 3DK	2	中層4F		H2.6.1	有料化予定	プロパン	真喜良小	石垣中
磯辺第二団地	55	石垣市大浜	18,700~49,600				3DK	2	中層4F		H4.2.1	県管理 (2,000円)	プロパン	真喜良小	石垣中
真喜良第三団地	56	石垣市新川	19,700~56,100				3DK	2	高層6F 中層3F	● (一部)	H6.3.1	県管理 (2,000円)	プロパン	八島小	大浜中
新川第二団地	57	石垣市新川	22,500~59,700				3LDK	1	中層3F		H8.8.1	県管理 (2,000円)	プロパン	宮良小	大浜中
平真団地	58	石垣市真栄里	16,700~62,500			○ 单身可	2DK 2LDK 3LDK	3	中層5F	●	H19.2.1	県管理 (2,000円)	プロパン	平真小	石垣第二
宮良団地	59	石垣市宮良	15,700~62,800			○ 单身可	2DK 2LDK 3LDK	3	高層9F 中層5F	●	H30.7.1	県管理 (2,000円)	プロパン	真喜良小	石垣中
登野城団地	135	石垣市登野城													
新川団地	147	石垣市新川													

* 建替事業の為、募集停止

車イス住戸に
関しては
次ページ
をご確認
下さい。

【单身申込について】

○ 単身での申込みをする方は、2ページの「申込み資格」に条件等がありますので、必ずご確認ください。

○ 案内する間取りは、1DK、2DKのみに限られます。

○ 所在地をよくご確認ください。申込み後の変更はできません。

○ 部屋割りは住宅情報センターで行います。階層・棟などを選ぶことはできません。また、入居前の内覧はできません。

○ 沖縄県のホームページにて、詳しい所在地や間取りなどを確認することができます。ご利用ください。



沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shakai/jutaku/koe/shisetsu.html>

11. 宮古地区、石垣地区 車イス専用住戸募集団地一覧

団地名	団地コード	所在地	家賃(円)	間取り	予想空家	単身	構造	エレベーター	初回入居月日	駐車場
西仲団地	127	平良字西仲宗根	22,200~75,500	3LDK	0戸		高層6F 中層3F	●	H12	県管理 (1,500円)
上野第2団地	120	上野字野原	21,800~57,700	3LDK	2戸		中層3F		H12~H12	県管理 (1,000円)
平良団地	129	平良字下里	13,200~72,900	3LDK	0戸		中層3F	●	H12~H13	県管理 (1,500円)
平良北団地(2号棟)	150	平良字西仲宗根	18,900~50,100	1LDK、2LDK	1戸	●	中層5F	●	R6	県管理 (1,500円)
宮良団地	59	石垣市宮良	22,700~60,000	3LDK	1戸		中層3F	●	H8.8.1	県管理 (2,000円)
登野城団地	135	石垣市登野城	16,600~62,800	2LDK 3LDK	2戸	2LDKのみ 単身可	中層5F	●	H19.2.1	県管理 (2,000円)
新川団地	147	石垣市新川	15,700~63,000	2LDK	1戸	●	高層9F 中層5F	●	H30.7.1	県管理 (2,000円)

※車イス専用住戸に申込みを希望する方は、車イスを常用して生活している事を証明する書類の提出(診断書など)が必要です。

また、障がい者手帳をお持ちの方は、その写しを合わせて提出してください。必要書類の確認ができない場合は、一般での申込みとなります。

※入居後に車イス常用者の転出などにより、車イス専用住戸の入居要件に該当しないこととなった場合は、速やかに一般住戸への住み替えに
関する申請手続きを行うことになります。

【注意】○予想空家とは、現時点で空いている戸数ではありません。空家が発生しない可能性もありますのでご了承ください。

○県営住宅建替え事業に伴い、仮移転先を確保する為、募集を停止する県営住宅や一部空家家を設ける可能性もあります。

○所在地をよくご確認のうえ1つだけお選びください。申込み後の変更はできません。

○部屋割りは住宅情報センターで行います。階層・棟などを選ぶことはできません。また、入居前の内覧はできません。

○沖縄県のホームページにて、詳しい所在地や間取りなどを確認することができます。ご利用ください。

○駐車場の項目に「県管理」の表示がある住宅は県が管理する駐車場のある住宅となります。駐車料金は住宅によって異なります。



沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shakai/jutaku/shakai/koe/shisetsu.html>

12. 募集団地について（詳細）

- ※1 家賃は、前年度の金額（一番低い家賃と一番高い家賃の目安）です。また、家賃の他に毎月共益費がでます。（金額は、団地によって異なります。）
- ※2 申込世帯人数が2名の場合、案内が出来る部屋の間取りは2LDKまでとなります。（間取りが3DK以上の団地については、最小の間取りになります。）
- ※3 車イス専用住戸への応募は、車イス専用住戸団地一覧（25ページ）でご確認ください。
- ※4 特殊空家とは、過去に室内で死亡や、火災等の事案があった空家のことです。
- ※5 予想空家に記載されている戸数はあくまで予想であり、現時点で空いているわけではありません。また、建替団地のある地区は、仮移転者が発生した場合、仮移転者を優先します。
- ※6 エレベーターの項目に●印がついている団地はエレベーターが設置されています。なお、●（一部）の記載がある団地は、中層の棟にエレベーターの設置がされていません。

募集停止団地一覧表

※以下の団地については、今年度の募集を行いませんのでご了承ください。

宮古地区

団地名	所在地	停止理由
平良北団地	平良字西仲宗根	建替えに伴う停止
平良南団地	平良字下里	建替えに伴う停止

石垣地区

団地名	所在地	停止理由
真喜良団地	石垣市新川	建替えに伴う停止
真喜良第二団地	石垣市新川	建替えに伴う停止

※仮移転先が確保できた場合、追加募集を行うこともあります。
時期については未定です。

記入例（※赤字部分と赤太枠内のみを記入してください）

※必ず郵便番号を記入し、63円切手を2枚お貼りください。

※申込者の住所、氏名を正確に記入してください。

※裏面にも、希望団地名を記入してください。

※赤太枠内のみ記入してください。

◇自営業の方は年間所得額のみ記入

◇途中就職後、12ヵ月に満たない方は平均月額×12=年間額を記入

◇年金の方は年間の年金収入額、所得額を記入

郵便はがき A		郵便はがき B	
63円切手をお貼りください。	9 0 6 0 0 1 2	63円切手をお貼りください。	9 0 6 0 0 1 2
住所： 宮古島 市 平良西里9990 村	真栄里アハート 1109号	住所： 宮古島 市 平良西里9990 村	真栄里アハート 1109号
() 様方	() 様方	() 様方	() 様方
氏名 山下 幸二 様		氏名 山下 幸二 様	
※裏面の□枠内に希望の団地名を記入してください。	<input type="checkbox"/> 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1086-1 住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課 0980-74-2566 <input type="checkbox"/> 〒907-0003 沖縄県石垣市宇平得58-6 住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課 八重山出張所 0980-88-0039	※裏面の□枠内に希望の団地名を記入してください。	<input type="checkbox"/> 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1086-1 住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課 0980-74-2566 <input type="checkbox"/> 〒907-0003 沖縄県石垣市宇平得58-6 住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課 八重山出張所 0980-88-0039

令和 6 年度 県営住宅空家待ち募集 申込整理票

申込年月日 令和 6 年 7 月 5 日

・記入方法は、しおり23ページを参照してください。

※申込区分	子育て優遇・その他優遇・一般	車椅子使用世帯	抽選 順番	19XXXX-XXXX-XXXX	入居 順位	位		
希望団地	〇〇〇	団地	団地コード	現在住んでいる住宅の種類 (該当に○印)				
住所	〒906-0012 宮古島市平良西里9990 真栄里アハート 1109号		ア 自宅 (名義人:) イ 県営住宅 (名義人:) ① 賃貸住宅 (7ガ)・マンション・戸建) エ 親族の持家・実家・社宅・寮) キ 会社・公園・雇用促進住宅) ク その他 ()					
フリガナ	ヤマダ コウジ		勤務先所在地	宮古島市平良西里*番*号				
氏名	山下 幸二		勤務先名称	沖縄工団株式会社				
第1連絡先 (本人)	090 (0000) 001*		勤務先電話	0980 (**) 00**				
第2連絡先 (妻)	050 (0000) 002*		勤務先電話	0980 (**) 00**				
申込者	氏名 (フリガナ)	続柄	生年月日	年齢	職業	収入の種類	年間収入額	年間所得額
入居予定者	山田 幸二 (山田 幸二)	本人	S35・2・5	60	会社員	(給与)・営業・年金	3,920,000	2,596,000
	山田 良子 (山田 良子)	妻	S39・6・8	56	主婦	給与・営業・年金		
	山田 祐 (山田 祐)	子	H15・9・11	16	高校2年	給与・営業・年金		
	山田 草 (山田 草)	子	H17・12・20	11	中学2年	給与・営業・年金		
							給与・営業・年金	
※収入確認	年間所得額の合計 基礎控除額 (家族数-1) その他の控除額 (しおり16ページ参照)		[円 - (380,000円 × 人) - 円] ÷ 12ヵ月 = A 円 ◇ Aの金額が158,000円を超える場合は、申し込みをしても失格となります。 ただし裁量世帯については、214,000円以下である場合、入居申込が可能です。					

◇裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

◇年度途中の就職の方は現在の勤務先での推定年間年収を「年間収入額」の欄に記入してください。

◇内容に虚偽の申告があった場合は、無効・失格とします。

令和5年分給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	氏名	受給者番号
		フリガナ	
		役職名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	明細控除額の合計
	3,920,000	2,596,000	
控除対象配偶者の有無	老人控除の額	扶養親族の取組者控除額	障害者控除額
有 無	380,000	特定 老人 その他 特別	社会保険料等の金額
			生命保険料控除額
			損害保険料控除額
			住宅所得等の控除額

郵便はがき A

郵便はがき B

63円切手
をお貼り
ください。

□□□□□□□□

63円切手
をお貼り
ください。

□□□□□□□□

住所： 市
町
村

(_____ 様方)

住所： 市
町
村

(_____ 様方)

(切り取らないでください)

氏名 _____ 様

氏名 _____ 様

※裏面の□□□ 枠内に希望の団地名を記入してください。

- 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1086-1
住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課
0980-74-2566
- 〒907-0003 沖縄県石垣市字平得58-6
住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課
八重山出張所 0980-88-0039

※裏面の□□□ 枠内に希望の団地名を記入してください。

- 〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1086-1
住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課
0980-74-2566
- 〒907-0003 沖縄県石垣市字平得58-6
住宅情報センター株式会社 県営住宅管理課
八重山出張所 0980-88-0039

(切り取らないでください)

(切り取らないでください)

令和 6年度 県営住宅空家待ち募集 申込整理票

申込年月日 令和 年 月 日

・記入方法は、しおり23ページを参照してください。

※申込区分	子育て優遇	その他優遇	一般	車椅子使用世帯	抽選 順番	〔子育て世帯・その他世帯〕一般 番	入居 順位	位	
希望団地	団地			団地コード	現在住んでいる住宅の種類 (該当に○印)				
申込者	住所	〒 _____			勤務先 所在地	ア 自宅 (名義人: _____)			
	フリガナ	_____				勤務先 名称	イ 県営住宅 (名義人: _____)		
	氏名	_____			勤務先 電話		ウ 賃貸住宅 (アパート・マンション・戸建)		
	第1連絡先 ()	()				エ 親族の持家 オ 実家 カ 社宅・寮 キ 公社・公団・雇用促進住宅 ク その他 (_____)			
第2連絡先 ()	()			申込者と県営住宅に入居しようとする方の中 に家屋所有がいますか? ア いる イ いない					
入居 予定者	氏名 (フリガナ)	続柄	生年月日	年齢	職業	収入の種類	年間収入額	年間所得額	
		本人	・	・		給与・営業・年金			
			・	・		給与・営業・年金			
			・	・		給与・営業・年金			
			・	・		給与・営業・年金			
			・	・		給与・営業・年金			
※収入確認	年間所得額の合計 基礎控除額 (家族数-1) その他の控除額 (しおり16ページ参照) A [_____ 円 - (380,000円 × _____ 人) - _____ 円] ÷ 12ヵ月 = _____ 円 ◇ Aの金額が158,000円を超える場合は、申し込みをしても失格となります。 ただし裁量世帯については、214,000円以下である場合、入居申込が可能です。								

◇ 裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

◇ 年度途中の就職の方は現在の勤務先での推定年間年収を「年間収入額」の欄に記入してください。

◇ 内容に虚偽の申告があった場合は、無効・失格とします。

抽選結果のお知らせ

団地名	団地
-----	----

上記の県営住宅申込みについて、公開抽選の結果

空家待ちの順位は

子育て優遇 その他優遇 一般	位
----------------------	---

 です

空家待ちの全体順位は

位

 です

* 入居辞退者が出た場合に、各申込み区分の順位が繰り上がり、全体順位が変わることがあります。

* 空家待ちの方へ *

空家が発生し、入居の準備が整いましたら、弊社から電話にて連絡いたします。その際は、入居に必要な書類を指定した期日までに提出お願い致します。

※ 申込要件を満たしていない場合や、指定した期日までに書類提出がない場合は失格となります。

この登録順位の有効期限は、
来年度の抽選会の前日までです。

(切り取らないでください)

抽選順番のお知らせ

団地名	団地
抽選順番	【子育て優遇・その他優遇・一般】 番

* 立会人だけに抽選会に参加していただき、立会人の方に抽選玉を引いていただきます。
(本人は、引くことが出来ません。)

* 抽選会の動画撮影の様様は
後日弊社のホームページにて配信致します。

<https://kouei.okinawa/>

抽選会日・会場

抽選日 宮古地区 令和6年8月23日(金)
 八重山地区 令和6年8月26日(月)

会場 沖縄県宮古合同庁舎
 沖縄県八重山合同庁舎

※各会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

(切り取らないでください)

※ 提出前に確認をしましょう！！

チェック

・ はがき A・B それぞれに 63円切手を貼りましたか？

・ はがきの宛て名 (郵送先) 住所に記入間違いはありませんか？

・ 申込整理票の希望団地名、その他必要事項に記入漏れはありませんか？

* 連絡先電話番号は、原則として申込者本人の番号を記入してください。
それ以外は、日中弊社との連絡が取りやすい方の番号を記入してください。

* この申込整理票に記載された内容に基づき仮審査を行い、入居資格がないと判断された場合は失格となり、抽選番号は割り当てません。

* 申込整理票、はがき A・B は切り離さずに提出してください。

* 申込整理票の記載内容が事実と異なる場合は、申込を無効とします。

* その他不明な点は、下記へお問合せください。(月～金 午前8時30分～午後5時00分)
宮古地区：0980-74-2566 八重山地区：0980-88-0039

15. 公開抽選会

(1) 公開抽選会の方法

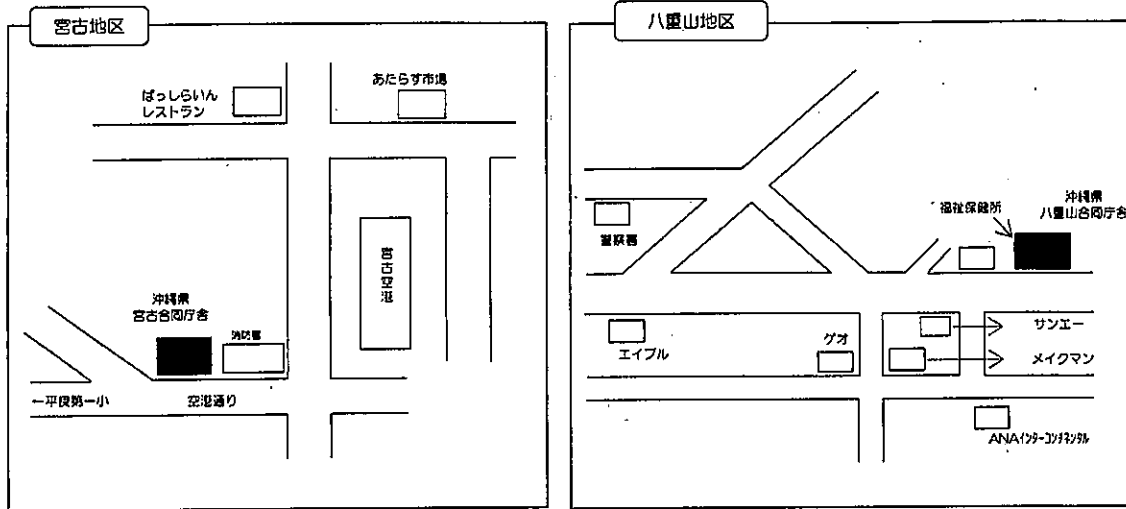
- ① 抽選会は、団地ごとに行います。
- ② 抽選方法は、立会人（自治会長）に参加して頂き、抽選順番に従い、代理人（住宅情報センター職員）が抽選玉を引きます。
（本人は引くことが出来ません。）
- ③ 今年度の抽選会は、応募者の参加は出来ません。
抽選会の模様を動画撮影し、9月中旬頃までにHPにアップロード致します。
弊社ホームページ <https://kouei.okinawa/>
- ④ 動画以外に抽選結果もホームページで確認出来ます。
- ⑤ 申込者全員に抽選順番及び抽選結果を冊子内のハガキでもお知らせいたします。
- ⑥ 抽選会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
- ⑦ 電話による抽選結果に関するお問い合わせには、トラブル防止の為に一切お答えすることができません。

(2) 抽選会日程

- ① 抽選会は次の日程で、下記会場にて実施します。
抽選は自治会長が立会人となり、応募者の参加は出来ません。
（宮古地区） 令和6年8月23日（金）
会場 沖縄県宮古合同庁舎（旧宮古支庁）
（八重山地区） 令和6年8月26日（月）
会場 沖縄県八重山合同庁舎（旧八重山支庁）
- ② 日程は、はがきAで連絡しますので必ず確認してください。
- ③ 台風等により中止になった場合は、以下の予備日に同会場で実施します。
（宮古地区） 令和6年8月28日（水）
（八重山地区） 令和6年9月2日（月）

(3) 抽選会会場

宮古地区	沖縄県宮古合同庁舎（旧宮古支庁） 沖縄県宮古島市平良字西里1125
八重山地区	沖縄県八重山合同庁舎（旧八重山支庁） 沖縄県石垣市真栄里438-1



(4) 抽選結果について

- ① 抽選結果は、令和6年9月27日（金）までに各応募者に通知します。
- ② 通知はがき未着の場合は、各地区のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ③ 電話による抽選結果のお問い合わせには個人情報保護等の関係によりお答えできません。あらかじめご了承ください。

ご注意ください！！

抽選会では、申込区分（子育て優遇世帯・その他優遇世帯・一般世帯） の中での順位が決まりますが、全体における順位は異なります。
 例えば一般世帯で1位の場合、子育て優遇世帯1位とその他優遇世帯1位が先に入居するため、実際の順位（申込者全体における順位）は3位になります。それ以降も、県で定められた配分に基づき全体順位を割り振ります。通知はがきでお知らせしますので、ご確認ください。

